

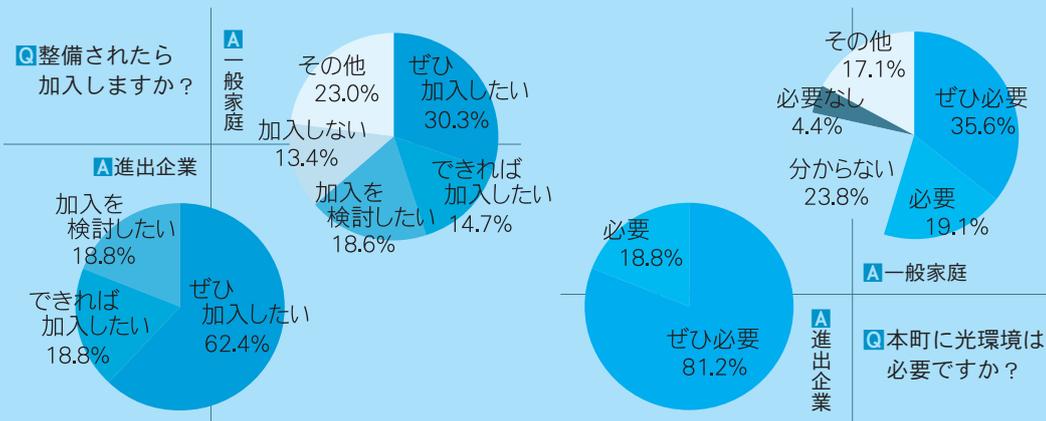
高度情報化社会に対応できる

まちづくりのために光環境を整備

光ブロードバンド整備を実施する民間事業者に対する補助を決定



●通信技術上の問題などにより、白旗地区の芝原・吉田などや乙女地区の田口・府領などをはじめとして、現在、町内の約6割の地域では快適にADSLによるブロードバンド通信も利用できない状況にあります。



町内全域での光ブロードバンド通信環境整備を決定

現在、本町は、インターネットなどをより快適に利用することができるブロードバンド通信環境でのサービスが、民間通信事業者から町内の一部にしか提供されていない状況にあります。そこで、町では情報通信に関する課題を総合的に解決するための検討を重ねた結果、町内全域を対象とした光ブロードバンド通信環境整備の実施について決定しました。

民設民営方式による整備で町の財政負担を大幅に軽減

整備に当たり、町の負担をより軽減するために、整備および運用を実施する民間通信事業者を選定し、サービス提供を始めるための事業費を補助する方式（民設民営方式）を採用します。この方式は、整備後の運用にかかる経費を町は必要としないため、町で通信施設などを直接整備した場合と比較して、後年にわたる維持・管理の負担が町には発生しません。また、利用者は、運用する事業者の通常のサービス料金で利用することができ、料金の中に整備に関する費用負担が追加されることはありません。

町内進出のすべての企業と約65割の世帯が利用を検討

整備推進を決定するにあたり、町では町内の全世帯および進出企業の全事業所を対象として、整備に関するニーズ調査を昨年10月に実施しました。

世帯調査（1,025世帯回答）では、整備の必要性に関する問いに対して約55割が「必要」と回答、整備後のサービスへの加入について約65割が「加入希望」と回答しました。

進出企業調査（16社回答）では、整備の必要性についてすべての企業が「必要」と回答、整備後のサービスへの加入についても、同様にすべての企業が加入希望と回答しました。

平成22年度内でのサービス提供スタートを目指し整備

町では今後、平成21年度内に整備を実施する事業者を選定し補助を決定します。

平成22年度後半以降でのサービス提供開始を目指し、整備を進めます。サービス提供につきましては、整備が完了した地域ごとに随時開始する予定です。

▼お問い合わせ先

町総務課

☎096・234・1111

(内線251)